平成３０年（フ）第９５号
相模原市中央区田名8583番地７
債務者　立迫　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１８号
（居所）相模原市緑区二本松１―37―９　医療法人社団鴻友会湘北病院、住民票上の住所相模原市中央区横山台１丁目34番２号　フォンテーヌ相模原南橋本
債務者　椿　ヒデ子
成年後見人　社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１９号
相模原市中央区陽光台１丁目８番７号　セフィラ陽光台201
債務者　山下　亜美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１３０号
神奈川県座間市立野台２丁目２番20号　312号
債務者　中田　勝久（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１３５号
神奈川県座間市栗原中央５丁目１番３―402号　ハイム座間中谷
債務者　松本　輝昭
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１３６号
神奈川県座間市相模が丘３丁目16番20号
債務者　長谷　愛子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４７３号
札幌市北区北21条西２丁目１番24―407号
債務者　田居　　真
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８３号
札幌市厚別区上野幌２条５丁目１番３号
債務者　田中あゆみ（旧姓嶋・富山）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１０号
北海道江別市野幌若葉町９番地の３　メゾネット302
債務者　上口　貴史
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２５号
札幌市手稲区星置２条４丁目２番８号　スタードリームⅠ―102号
債務者　鈴木　英之
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７３号
札幌市清田区里塚２条４丁目16番22号　ドリーム里塚Ⅲ―202号
債務者　佐藤　嘉久
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１１号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目１番６―201号
債務者　加藤　雅代
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
山形県酒田市市条字水上36番地
債務者　松田真由美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第１４号
山形県酒田市新橋５丁目14番地の７
債務者　長澤　一男
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第７０７号
埼玉県鶴ヶ島市南町１丁目８番15号
債務者　平塚　　幸
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡５―６―58　イムスケアふじみの、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市亀久保1694番地29
債務者　寺師　誠治
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部